

児童手当

六月は現況届の提出月です

現在児童手当を受けている人は、毎年六月中に『児童手当現況届』を提出しなければなりません。この届は、毎年六月一日における状況を記載し、児童手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。
対象者に『児童手当現況届』の用紙を郵送しますので、必要書類と一緒に提出してください。

現況届提出に必要なもの

- ・印鑑
 - ・受給者(保護者)の保険者証の写し
 - ・平成19年度 児童手当用所得証明書
(平成19年1月2日以降に当市に転入した場合)
- 提出期間 6月11日(月)～6月29日(金)
*用紙は6月8日(金)ごろ発送予定です。
提出先 各庁舎市民サービス課
(受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
*木曜日は19:00まで延長)

問合せ 市民サービス課(伊豆長岡庁舎)
電話 055 948 2901



児童手当

これからの未来を支える子どもたちが健やかに育つためには、家庭における生活の安定が必要です。子どもたちが安定した質の高い生活を送れるように、子育てにかかる費用の一部を支給します。

Q 児童手当をもらえるのはどんな人?

A 子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる、そのような人なら児童手当がもらえます。ただし、条件があります。
日本国内に住所があること。
児童手当がもらえるのは子どもが小学校を修了するまでです。
所得額の制限があります。

Q 児童手当の金額は?

A 3歳未満の子ども...月額10,000円
*平成19年4月から3歳未満の児童手当は一律10,000円になりました。
3歳以上の子ども
1人目、2人目の子ども月額5,000円 3人目以降の子ども月額10,000円
2、6、10月の15日に、それぞれの前月分までまとめて振り込まれます。

ご確認ください！児童手当が支払われます

6月15日(金)に児童手当の支払いをします。指定口座に2月～5月までの4カ月分を振り込みます。16日(土)以降、口座を確かめてください。

Q 所得制限でもらえなかった人は、今後も児童手当はもらえないの？

A そんなことはありません。6月から来年5月までの手当は、平成18年中の所得により受給できるかどうか決定します。所得や家族の状況が変われば受給できる場合があるので、新たに認定請求を行ってください。

悪徳業者に注意!!

シロアリ業者編

「無料で床下を点検します」と突然訪ねて来て、「床下の状態が悪い」と言ってはあらゆるものをセツトで見積もり、高額な工事の請け負いを契約させる悪徳な訪問販売業者が増えています。
皆さんご注意ください。

悪徳業者を見分ける

六つのポイント

- 価格表がない
- 見積書を渡さない
- 正当な理由なく大幅値引きをする
- その場でしつこく契約を迫る、帰ってくれない
- シロアリ防除以外の商品やサービスを強くすすめる
- すぐに工事したがる

問合せ 観光商工課
電話 055(948)1480

受給者証の更新・新規受付

乳幼児医療費

現在、受給者証をお持ちの人は、更新の手続きが必要です。
対象児童(平成十三年四月二日以降生まれ)のいるご家庭へ申請書を送りますので更新手続きをしてください。

申請場所

福祉課(大仁庁舎)、
市民サービス課(伊豆長岡庁舎・
葦山庁舎)

申請期間

六月十一日(月)～
六月二十九日(金)

手続きに必要なもの

- 印鑑
- 児童・保護者の保険証
(保護者の保険証は児童手当更新申請に必要)
- 平成十九年度児童手当用所得課税証明書(平成十九年一月二日以降転入された人のみ必須)
- *児童手当現況届を提出する場合はその写しで可

問合せ 福祉課 電話 0558(76)8008

母子家庭等医療費助成

この制度は、ひとり親家庭等(母子家庭・父子家庭・父母のいない児童など)の福祉の向上を図るため、医療費の一部を助成するものです。

本人、同居の扶養義務者などに平成十八年分の所得税が課せられている場合は対象になりません。

現在お持ちの母子家庭等医療費受給者証は、六月三十日(土)で有効期限が切れますので更新手続きが必要です。

また、現在受給していないひとり親家庭の人も、新年度の課税状況を確認させていただきたくので、該当と思われる人は、申請手続きをしてください。

申請場所

福祉課(大仁庁舎)、
市民サービス課(伊豆長岡庁舎・葦山庁舎)

申請期間

六月十一日(月)～六月二十二日(金)

手続きに必要なもの

- 申請書
- 印鑑
- 保険証の写し(家族全員分)
- 申請者名義の通帳の写し
- 所得税非課税が確認できる平成十八年分源泉徴収票または確定申告書の写し
- 母子家庭等医療費受給者証(オレンジ色)



三種混合 予防接種

三種混合予防接種は1期初回3回、追加1回の接種で完了です。

平成19年4月から国の示す基準が『1期初回の接種間隔は3～8週間まで』と厳しくなりました。1期初回の接種間隔が8週をこえたまま未接種になっている場合は、下記のとおり接種期間を設けますので、この期間内に受けるようにしてください。

9月1日(土)以降、接種間隔が8週をこえている場合、接種費用は自己負担になります。ご注意ください。

接種期間 8月31日(金)まで

接種できる医療機関 伊豆の国市、伊豆市、函南町の医療機関

基本健診 実施会場

今年度の基本健診は、医療機関で実施する個別健診(指定の医療機関で受ける)へと変更となります。(エメラルド、浮橋、田中山、田原野地区は除きます)

健診を希望した人には、5月中旬に受診票とお知らせ文を郵送しましたが、新たに希望する人は健康づくり課まで問い合わせください。

なお、受診票の発行は、健康づくり課、伊豆長岡・葦山支所市民サービス課で行っています。

問合せ 健康づくり課 電話 0558 76 8014